

平成23年5月12日時点

東日本大震災に対する男女共同参画局の主な取組について

- 女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を取りまとめの上、周知。

【資料5－1】

- ・ 避難所で提供する物資
- ・ 女性や子育てに配慮した避難所の設計
- ・ 女性のニーズ等を反映した避難所の運営
- ・ 女性に対する暴力の予防のための取組 等

- 現地のニーズ把握等のための男女共同参画局職員の派遣

- 電話相談窓口の設置・周知

- ・ 各県等の女性の悩み相談や女性に対する暴力に関する電話相談窓口を周知。
- ・ 地方紙や避難所に掲示する「壁新聞」などを活用して周知。
- ・ 岩手県や盛岡市と共同で、電話相談と避難所での相談事業を開始。

【資料5－2】

(5月10日～11月5日)

- 内閣府男女共同参画局HPに、災害対応のページを作成。

- 壁新聞を通じて、女性や子育てに配慮した避難所運営等について、好事例を発信。 【資料5－3】

- 復興について、阪神・淡路大震災等での好事例を収集・情報提供

【資料5－4】

- 各府省の女性のニーズに対応した支援について、男女共同参画局において取りまとめ。(4月28日、5月9日) 【資料5－5】

- 女性の就労等のための支援情報一覧

【資料5－6】

女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について
(避難所等での生活に関する対応の依頼)

平成23年3月16日
内閣府男女共同参画局
(3月24日一部修正)

平成23年東北地方太平洋沖地震に関し、女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、当面、以下のような措置を適切に講じるよう、関係機関（現地支援対策室を含む。）において配意いただきたい。また、これらに加え、現地の女性や子育てのニーズを把握しながら、対応していただくよう、お願いする。

【1】避難所で提供する物資に含めるもの

既に要請を行っているが、改めて早急な対応をお願いする。

- (1) 生理用品
- (2) おむつ (おしり拭きもあるとよい。)
- (3) 粉ミルク (個包装タイプが衛生的で便利。ロックタイプもある。)
(粉ミルクを溶かすためのきれいな湯・水にも配慮が必要。)
- (4) 哺乳ビン (哺乳ビン用の乳首も必要。消毒器具もあるとよい。)
- (5) 離乳食 (食べさせるための小型スプーンも必要)

※ この他、女性など現場の要望に耳を傾けながら、物資の選定をお願いしたい。

【2】女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

- (1) プライバシーを確保できる仕切りの工夫
- (2) 男性の目線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備
- (3) 安全な男女別トイレ
- (4) 乳幼児への対応

※乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレス。

- ・乳幼児が安全に遊べる空間の確保。
- ・乳幼児のいる家庭用エリアの設定

(夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。)

【3】女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応を進めていただきたい。

(1) 現地支援体制による女性のニーズの把握

(国や県による女性職員の現地派遣と女性等のニーズの汲み取り)

※ 要すれば、内閣府男女共同参画局からの要員派遣も可能。

(2) 各避難所の運営体制への女性の参画 (女性の視点や声・悩みを反映)

(3) 避難所に意見箱を設置

(4) 地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携

(5) 女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知 (子育てに関する悩み、女性に対する暴力に関する悩み等)

【4】女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、こうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組を進めていただきたい。

(1) 警察など関係機関における警備強化

(2) 性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

(3) 安全な環境の整備

・男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸し出し

(4) 女性への注意喚起

・人目がないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、
移動するときには声を掛け合う

【5】妊婦等への配慮

○ 妊婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなど、特段の配慮を行う必要がある。

○ 高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を踏まえ、対応をお願いしたい。

東日本大震災における女性の悩み・暴力相談事業について

平成23年5月

内閣府男女共同参画局

東日本大震災の被災地においては、今後、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が生じることなどが懸念されている。

そのため、これまで地域において女性の悩みや暴力に関する相談を行ってきた自治体と共同で女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話により相談を受け付けるとともに、相談員が避難所等を訪問し、被災女性から直接相談を伺うことにより、被災地において女性が安心して相談できる相談サービスを提供する。

(1) 期間：平成23年5月10日（火）～11月5日（土）

(2) 体制：

（主催）内閣府

（協力）岩手県、盛岡市

（実施）もりおか女性センター（NPO法人参画プランニング・いわて）

(3) 事業内容

① 電話相談

番号：0120-240-261

時間：午前10時～午後5時 ※ 土日祝日を含む

② 避難所等訪問

自治体等と相談しつつ現地の事情を踏まえて週3日程度沿岸地域の避難所等を訪問。

(※) 今後他の自治体においても実施を検討

女性・子育て中の方へのお役立ち情報

道路状況などにより本紙の到着が
発行日より遅れることがございます。

女性やお子さまに配慮した避難所運営のヒント

震災の影響でストレスが高まりやすい避難所の生活を、少しでも過ごしやすく・助け合いが生まれやすい環境にするために、女性や子育て中の方・介助が必要な方々に配慮したり、施設運営に女性が参画するなどの工夫をしている避難所があります。避難所の運営を担う方々にも、ご参考にしていただければと思います。

-----〈避難所レイアウトの配慮〉-----

■間仕切り設置の“きっかけ”を作りましょう

プライバシーのために間仕切りを設置することが有効です。しかし隣の方への遠慮などから、自分から言い出せない場合が多いという声も聞きます。そこで、ある避難所では、快晴の日に畳や布団を干して、みんなで一斉大掃除を呼びかけ、その機会に設置する工夫をしています。

■乳幼児のいる家族だけが滞在する部屋を作りましょう

専用スペース設置により、赤ちゃんの夜泣き声や授乳など、周りに気にせず、子育てができるようになります。お母さん同士の情報交換などにもつながります。

■土足厳禁エリアを徹底しましょう

ほこりも少なくなるなど、衛生面も改善されます。

-----〈女性ニーズの反映〉-----

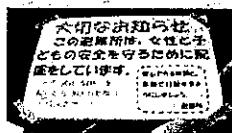
■女性の意見を集約し、日常生活のルールを下記のように改善している避難所もあります。

→男女別の入浴施設、更衣室、物干し場の設置。

→生理用品や女性用下着等の物資を手渡す

担当者を、必ず女性が担当。

→防犯ブザーやホイッスル(笛)を配って、防犯対策を進める。



女性警察官による避難所巡回相談

『女性やお子さまがいらっしゃる方々の不安にお応えします』

- 子どもの学校の行き帰りが心配… ●女性用の下着をどこに干せばいいの？
- 避難所が夜、真っ暗になってしまって不安… ●お酒を飲んでいる人がいて怖い…
- プライバシーを確保してほしい…

女性警察官などが避難所を巡回し、こうした相談をお受けしています。

避難所がある地域の警察はもちろん、全国の警察から、

100人を超える女性警察官などが、多くの避難所を訪れています。

悩みや心配事があれば、お気軽にご相談ください。

女性や子育て中の方など、男性には相談しづらいことであっても、お話をうかがいます。みなさまから寄せられた要望を、関係機関などに伝達し、女性やお子さまに配慮した避難所運営がなされるための

お手伝いをさせていただきます。



被災された方のお話をうかがう女性警察官

■お問い合わせ先：警察署の相談窓口・警察総合電話（#9110）

ストレスの高まりに伴い、トラブルも生じやすくなります。

■女性の悩み全般：県等の女性相談窓口

岩手県 019-606-1762 (毎日 9:00~16:00 火、金は 20:00まで)

宮城県 022-211-2570 (平日 8:30~16:45) **仙台市** 022-224-8702 (日・祝日以外 9:00~15:30)

福島県 024-522-1010 (祝日以外 9:00~21:00)

※なお、福島県では各市町村の保健福祉事務所でも相談を受け付けています。(平日 8:30~17:15)

■配偶者からの暴力：DV相談ナビ 0570-0-55210 (24時間、自動音声)

※性犯罪の被害や捜査に関する相談は警察までお問い合わせください。

■子どもの相談

チャイルドライン ☎0120-99-7777 ※18歳までの子ども専用電話です(月~土 16:00~21:00)(携帯通話可能)

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000 もしくは最寄りの児童相談所へ

次回第8号は4月28日(木)発行予定です。

目の不自由な方がいらっしゃいましたら、周りの方が読み上げてお伝えいただきますよう、お願ひいたします。

復興・生活再建への女性の視点：阪神・淡路大震災等における参考事例

内閣府男女共同参画局
(平成23年4月26日時点)

復興計画の策定に当たっては、多くの女性委員の参画が必要であるとともに、男女共同参画の視点や地域の女性の意見を集約して反映する仕組みが不可欠である。また、住民生活の再建を行っていく上で、生活に密着した女性の意見を反映していくことが、よりよい生活の実現に必要である。阪神・淡路大震災では、次のような課題解決の事例が見られた。(男女共同参画局調べ)

1 復興住宅の運営

- 設計において生活面での意見を取り入れる仕組みになっていなかったため、台所にガスコンロとシンクしかなく、まな板を置くスペースがなかった。その後、女性の意見が取り入れられ改善された。
- 復興住宅の敷地の中に入々が集まれる場を作ることで、住民が集い、気軽に話をするようになり、コミュニティの形成支援につながった。

2 女性の雇用・起業

- 例えば、保育所が機能しない等により子どもを預ける場がないと、女性の就業（継続）が難しくなる。（中越地震では、地元の中小企業が社内に臨時託児所を設置した例もある。）
- 男性が仕事を失い、女性が働く必要性が高まったので、地震発生2か月後からパソコン技術研修を実施して技術を身に着けた。しかし、求人がないので、自ら起業する「女たちの仕事づくりセミナー」を始めたところ、定員の倍の応募があった。
- 介護、子育て等の生活に密着したサービスのニーズが高まり、女性の得意分野で培った能力が活用できるコミュニティ・ビジネスが求められた。そこで、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」として起業支援を行った（阪神・淡路大震災復興基金を活用。1件あたり300～400万円）。コミュニティ・ビジネスの起業は、資金面やノウハウの面で女性にも参入障壁が低く、活用された。また、「生きがいしごとサポートセンター」により、NPOやコミュニティ・ビジネスへの就職支援情報が提供され、雇用創出が図られた。

3 女性の意見の集約と反映

- 男女共同参画センターにおいて、男性女性を問わず、電話相談や法律相談を行った。男性が仕事を失ったこと等を背景に、過度の飲酒、DV、離婚に関する相談が多くかった。また、避難生活や同居に伴う親戚トラブルや、相続に関する相談も多かった。こうした相談やそれまでの市民団体とのネットワークを活用して、行政では把握しきれない被災者の生活面でのニーズを収集し、ニーズに基づいた情報を提供することができ、円滑な生活再建に貢献した。
- 被災から1か月後の2月22日から、兵庫県内4か所でフォーラムを開催し、女性達が集まって活発に議論を行った。その成果は6月に「男女共生まちづくり検討委員会」の提言としてまとめられたが、それが県の復興計画にも反映され、元気な地域づくりにも貢献した。
- 「生活復興県民ネット」という、老舗の民間団体から小さなNPOやグループまでが集まる、ゆるやかなネットワーク団体を立ち上げた。1組織1票をもち、良い意見ならば「県民ネット」の総意として県や民間団体に提案した。女性でも小さな団体でも意見を出してよいという雰囲気ができ、多くの意見が集まり、復興計画にも反映された。

東日本大震災への 女性のニーズに対応した支援について

(平成23年5月9日時点)

東日本大震災に対応して政府が行っている女性被災者に対する様々な支援について、内閣府男女共同参画局において取りまとめたものです。

テーマ：女性の安全・安心

課題：警察官による女性への支援

- 避難所での生活が長期間にわたることから生じる様々な問題を解消し、被災者の安全・安心を確保するため、女性警察官等が避難所を訪問して、被災者の方から様々な相談をお受けするなど、支援活動を行っています。このため、全国の警察から女性警察官等を岩手県、宮城県、福島県に派遣しています。

<警察庁生活安全局>

- 被災地の警察官に加え、全国から岩手県、宮城県、福島県に対し、警察官やパトロールカーを派遣し、警戒・警ら活動を実施しています。特に、4月18日からは、避難所周辺において警戒・警ら活動等を行う体制を強化するため、全国警察の警備部隊約1,000人を新たに派遣しています。

<警察庁生活安全局、警備局>

課題：女性に対する暴力への対応

- 配偶者からの暴力や性暴力の被害に悩む女性の相談窓口として、2月8日から3月27日まで原則24時間の電話相談事業（パープルダイヤル・性暴力・DV相談電話）を実施しました。また、4月10日から特定非営利活動法人全国女性シェルターネットと日本弁護士連合会が、パープル・ホットライン（0120-941-826）として、24時間の電話相談事業を行っており、内閣府男女共同参画局HPでもご案内しています（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）。

また、避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組については、①警察等による警備強化、②女性に対する暴力に関する相談サービスの提供、③防犯ブザーの貸与等安全な環境の整備などを行うよう、地方自治体等に依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：女性の心のケア

課題：女性のための相談窓口の設置

- 女性の皆様が、被災や避難生活などによる様々な悩みを相談できるよう、国や地方自治体が相談窓口を設けていますので、ご利用ください。内閣府男女共同参画局のHPや被災地域の地方紙、避難所に掲示する「壁新聞」などを通じて、相談窓口をお知らせしています。

〔 地方公共団体：岩手県：019-606-1762 宮城県：022-211-2570

福島県：024-522-1010 仙台市：022-224-8702 〕

DV相談ナビ：0570-0-55210

<内閣府男女共同参画局>

- 震災に関連する女性の悩み全般に関する相談や、配偶者暴力、性暴力等の女性に対する暴力に関する相談を受ける窓口を、内閣府と地方公共団体と共同で開設します。地方公共団体と共同で電話相談を行うとともに、避難所等を訪問し、直接相談を受け付けるよう準備しています。岩手県では、5月10日より電話相談を開始（0120-240-261）するとともに、避難所等への訪問も順次行います。

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：避難所生活の改善

課題：女性に配慮した避難所の設計

避難所運営への女性の参画や女性のニーズの反映

避難所生活における女性に対する暴力の予防のための取組

- 3月16日に、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について」を取りまとめ、地方自治体等への働きかけや、内閣府男女共同参画局HPを通じてお知らせを行っています (<http://www.gender.go.jp/saigai.html>)。

具体的には、女性に配慮した避難所の運営については、①プライバシーを確保できる仕切りの工夫、②男性の目線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備、③安全な男女別トイレ、④乳幼児のいる家庭用エリアの設定などを行うよう依頼しています。

避難所設計への女性の参画や女性のニーズの反映については、①現地支援体制による女性のニーズの把握、②避難所の運営体制への女性の参画、③避難所への意見箱の設置、④女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスなどを行うよう依頼しています。

<内閣府男女共同参画局>

課題：女性農業者による被災者支援の取組の円滑化

- 女性農業者グループ等の自主的な取組として、手作りのおにぎりや餅、牛乳、野菜等の食料を、避難所等で生活する被災者へ提供するボランティア活動が各地で展開されています。農林水産省としては、女性農業者団体等からの情報収集に努め、支援活動を行う際の課題等を把握した場合には、災害ボランティア連携チームに報告するなどの対応を行っています。

<農林水産省経営局>

テーマ：女性の雇用

課題：産前産後休業等を理由とする解雇等への対応

- 被災された方が、産前産後休業や育児休業を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などについてご相談いただけますよう、被災地域等の労働局雇用均等室において、きめ細かく相談を受け付けています（連絡先一覧は別添として添付しています）。また、雇用均等室では、こうしたトラブルを未然に防ぐため、事業主などに指導を行っています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

テーマ：妊娠婦への対応

課題：妊婦の方が健康診査を受けられる体制の確保

- 3月14日に、避難先自治体において妊婦健診等の母子保健サービスを適切に受けられるよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 上記について、厚生労働省HP及び被災地ワンストップサービス出張相談による避難所への配付資料により、お知らせしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：妊婦の方の受け入れ体制の確保

- 妊婦の方の医療機関への受け入れに関して、関係団体や各都道府県に相談窓口の設置を依頼し、設置された窓口について厚生労働省HPに掲載しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：妊産婦の方の心身の健康管理

- 3月18日に、保健師等が被災地で避難している妊産婦等への専門的な支援にあたる際のポイントをまとめ、自治体にお知らせしています。(4月14日に改訂版を発出。)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、仮設住宅等に入居した妊産婦等に対して、市町村母子保健事業により支援を行うことを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 生活支援ニュース第2号において、避難所生活における留意点を掲載しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017y8m.html>)

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：妊産婦の方の住居の確保

- 3月22日に、被災し避難している妊産婦等について、優先的に住まいの確保に努めることを自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

- 3月22日に、妊婦、^{じょくふ}褥婦及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関等と相談・連携し、避難所として適切な施設の確保等を自治体に依頼しています(これらの支援が、災害救助法の国庫負担の対象となることをあわせてお知らせしています)。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：授乳時等のプライバシーの確保

- 3月22日に、授乳に関しては、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置等の配慮を行うよう自治体に依頼しています。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

課題：母乳の放射性物質濃度等に関する調査の実施

- 4月24日から、福島県・関東地方の乳児を持つ授乳婦を対象に、母乳の放射性物質濃度等に関する調査を実施し、4月30日に調査結果を公表しました。

<厚生労働省雇用均等・児童家庭局>

テーマ：生活再建等における女性の参画促進

課題：女性等の参画促進と生活者のニーズ・視点の反映

- 住民生活の再建を行っていく上で、女性などの様々な生活者のニーズや視点を反映していくことが重要です。このため、阪神・淡路大震災時の好事例など参考になるものを整理し、地方自治体等に情報提供するとともに、内閣府男女共同参画局のHPに掲載しています。（<http://www.gender.go.jp/saigai.html>）

<内閣府男女共同参画局>

テーマ：情報提供等

課題：女性等の相談窓口と避難所における優良事例等の周知

- 4月11日に、各避難所に掲示されている「壁新聞」や地方紙において、女性等の相談窓口をお知らせしています。また、26日には相談窓口に加え、避難所運営における優良事例の紹介について壁新聞を通じてお知らせしています。壁新聞は、総理官邸HP（<http://www.kantei.go.jp/saigai/kabeshinbun/>）からご覧いただけます。

<内閣府男女共同参画局>

課題：女性等のニーズ・視点に対する周知・対応

- 3月16日、24日及び4月4日に、女性等のニーズ・視点に対する対応や相談窓口の紹介、優良事例等について地方自治体等に対し、文書にてお知らせするとともに、男女共同参画局HPからご覧いただけます。
(<http://www.gender.go.jp/saigai.html>)

<内閣府男女共同参画局>

- 被災地等において、女性のニーズ等を踏まえた災害対応、復興等を進めるため、専門家アドバイザー派遣の募集を開始しています。

<内閣府男女共同参画局>

労働局雇用均等室 連絡先一覧

別添

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区西ノ京通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階

(参考)

第3次男女共同参画基本計画（抜粋）

（平成22年12月17日閣議決定）

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

4 防災における男女共同参画の推進

施策の基本的方向	
具体的施策	担当府省
被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災時や復興段階における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）体制を確立する。	
ア 防災分野における女性の参画の拡大 <ul style="list-style-type: none">・地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る。・防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。	内閣府、総務省 内閣府、関係府省
イ 防災の現場における男女共同参画 <ul style="list-style-type: none">・災害時における女性高齢者等の被災が多いため、防災施策の立案、実施及び情報提供に当たっては、女性、高齢者、外国人等の視点も踏まえる。また、緊急時における連絡体制の整備や、避難誘導等に関して平時からの高齢者、外国人等に対する知識の普及・学習機会の拡充を図る。・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。・男女の参画や、災害や防災に関する知識の修得を進める。また、固定的な性別役割分担意識の見直し、方針決定過程への女性の参画の促進、及び女性リーダーの育成など、男女共同参画の視点を取り入れることを推奨する。・避難場所や災害ボランティア活動などの場において、安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る。・消防職員・消防団員、警察官、自衛官等について、防災現場に女性が十分に配置されるよう、採用・登用の段階を含めて留意する。また、平時訓練などその職業能力の向上についても配慮する。	内閣府、関係府省 内閣府、総務省 内閣府、関係府省 内閣府、関係府省 内閣府、関係府省 内閣府、警察庁、総務省、防衛省
ウ 國際的な防災協力における男女共同参画等 <ul style="list-style-type: none">・「防災協力イニシアティブ」（平成17年1月18日）に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。	外務省、関係府省

(資料5-6)

女性の就労等のための支援情報一覧（一般の方向け）

※女性の就労等のために活用できる支援情報です。事業を活用したい場合は、各事業の問い合わせ先にご連絡ください。

事業名・事業者名	支援の概要	問い合わせ先
1 新しい公共支援事業	<p>「新しい公共」の扱いのなるNPO等に対して経営基盤の強化のためのサービスを提供するとともに、NPO等が行政や企業等との協働により地域の課題に取り組む活動を支援します。</p> <p>①財務情報や活動内容に関する情報発信、協力や寄附者とのネットワーク形成、融資利用に必要な助言・指導等のサービスを提供します。</p> <p>②国又は地方公共団体から受託した業務の実施に際して、金銭懸闇等のつなぎ融資を利用する場合に、融資にかかる料子に相当する金額を支給します。</p> <p>NPO等と都道府県・市区町村等が連携して行う、地域の諸課題の解決に向けた取り組み（モデル事業）に対して財政支援します。</p>	<p>内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（社会基盤担当） TEL：03-3581-0511 http://www.mext.go.jp/nacs/nei/liryou.html 都道府県担当窓口 http://www.mext.go.jp/nacs/nei/taisutomebauchi.html</p>
2 地域社会雇用創造事業	<p>地域の生活や環境などの課題を解決することを事業目的とした「社会的企業」の起業支援や相手の育成を行っています。</p> <p>社会的企業の創業・事業化を通じて「地域社会雇用」を創造するため、社会起業プラン・コンペティションによる選考を通じて、1人当たり300万円を上限に、NPOや社会起業家などの創業支援のための「起業支援金」を提供します。</p>	<p>内閣府政策統括官（経済社会基盤担当）付 参事官（産業雇用担当）付 地域社会雇用創造事業担当 TEL：03-3581-0044</p> <p>（一般の問い合わせ） 株式会社日本総合研究所 地域社会雇用創造事業担当 TEL：03-3288-4692 E-mail：Inquiry@chiiki-sakai-koryou.jp</p>
①社会起業インキュベーション事業	<p>社会的企業分野における、地域のNPOや社会的企業へのインセンティブ等を含めた研修を実施します。</p> <p>（一定の要件を満たした方には「活動支援金（1ヶ月10万円を月途）」を提供します。）</p>	
②社会的企业人材創出・インターンシップ事業		
3 女性、若者／シニア起業家資金	<p>女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方に対する運転資金、設備資金の融資を行います。</p>	<p>株式会社日本政策金融公庫 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-3 事業資金相談ダイヤル TEL：03-54-4691（行こうよ！公庫） http://www.mfw.go.jp/bunya/koyaku/itoku/craudkkyoku/</p>
4 女性、若者／シニア起業家支援資金	<p>女性または30歳未満か55歳以上の方であって、事業開始後おおむね5年以内の方に対する運転資金、設備資金の融資を行います。</p>	
5 農林水産業の経営改善、事業内容（新規開拓含む）にフィットした各種資金の融資を行います。		
6 労働局雇用均等室	<p>被災された方が、産前産後休業や育児休業を理由とする解雇や性別を理由とする解雇などについてご相談いただけます。被災地域等の労働局雇用均等室において、きめ細かく相談を行っています。また、こうしたトラブルを未然に防ぐため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの法律その他、雇用均等室においては、育児・介護休業法、パートタイム労働法などを規定するご相談に応じるとともに、必要な指導、援助を行っています。</p>	<p>女性就業支援センター 〒108-0014 東京都港区芝5-35-3 TEL：03-5444-4151 FAX：03-5444-4152 E-mail：Info@mail.iawm.or.jp http://www.joseishuovo.eo.jp</p>
7 女性就業支援全国民間事業		
8 マザーズハローワーク	<p>全国の女性関連施設、地方自治体、女性団体（NPO法人を含む）、労働組合等（以下、「女性関連施設等」という。）における女性就業促進事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の就業促進と健康新保育増進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を行っています。</p>	<p>マザーズハローワーク・マザーズサロン・マザーズコーナーでは、子育てをしながら就職を希望する女性等に対しても、子ども連れでも来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな相談・相談、さらには地方公共団体等との連携による保育所等の情報提供、仕事と子育ての両立がつらがつらなど、総合的かつ一貫した就職支援を行っています。</p>